

新潟市告示第 386 号

新潟市新津美術館使用料等徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、新潟市新津美術館使用料及び物品売払代金の徴収を令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 13 日までの期間、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 13 日

新潟市長 中原 八一

収納事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市秋葉区蒲ヶ沢 109 番地 1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山 2 丁目 5 番地 40 号 株式会社 NKS コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広